

1 目的

放課後児童クラブについて民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、住民のサービスの質の向上を図ることで、設置目的を効果的に達成するため

2 募集要項の概要

対象規模	全施設一括
指定管理期間	2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの3年間
現行との主な変更点	①延長利用の開始、②各クラブに常勤職員の施設長を配置、 ③キャリアアップ処遇改善の導入

3 スケジュール

4年度		令和5年度		令和6年度
3月	4～6月	7～9月	10～3月	4月～
	事業者公募	選定審議会 指定議決 (9月定例会)	保護者向け説明会の実施、業務引継ぎ等	指定管理者による管理運営
		<div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; display: inline-block;"> 指定管理者の決定 </div>		

放課後児童クラブの指定管理者制度の公募について

4 募集仕様書の概要

業務仕様書：市が指定管理者に要求する、施設の管理運営業務の内容や範囲、水準等を示したもの

(1) 管理運営業務の範囲

管理運営体制
施設の維持管理・運営に関する業務
放課後児童健全育成事業に関する業務 等

放課後児童健全育成事業の業務内容

1	児童の育成支援
2	安全管理に関する業務
3	放課後児童クラブの開所に関する業務
4	放課後児童クラブの入退所に関する業務
5	延長利用に関する業務
6	おやつを提供
7	利用料金の決定及び徴収に関する業務
8	放課後児童支援員及び補助員に関する業務
9	保護者への連絡及び連携
10	学校、地域、関係機関等との連携
11	要望及び苦情への対応
12	児童虐待への対応
13	放課後児童クラブ療育巡回相談業務

(2) 管理運営体制

事務局体制	
職名	基準
統括責任者	管理運営業務を統括する最高責任者1名を専任で配置
連絡調整員 (IRマネージャー)	放課後児童クラブの業務管理や事務支援など、総合的にサポートする担当者を必要数配置
巡回指導員	児童の安全確保や育成支援等に関して指導を行うため、月1回以上巡回指導ができる必要数を配置

上記職に加え、入所決定・利用料金決定・徴収・修繕などに係る事務員配置、本部のサポート体制を含め、安定的な運営に資する業務執行体制を提案すること。

児童クラブ体制	
職名	基準
児童クラブ施設長	学校単位で各1名(常勤職員)の施設長を配置
児童クラブ主任	1学校に複数の教室がある場合、施設長が常駐しない教室に各1名主任を配置
放課後児童支援員・補助員	基準条例第10条に基づき、放課後児童支援員・補助員を配置

(3) 児童の育成支援の目的

次の児童の育成支援の目的を達成するために必要と考える実施策・実施内容を提案すること。

- ア 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。
- イ 児童の基本的な生活習慣の確立及び自立に向けた援助を行うこと。
- ウ 遊びを通して、児童の自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- エ 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行うことができる環境を整え、その必要な援助を行うこと。
- オ 児童の活動状況について家庭との日常的な連絡及び情報交換を行うこと。
- カ 児童の発達段階を踏まえ、心身の状態等の状況を把握しながら、育成支援を行うこと。
- キ 障がいや支援を要する児童の受け入れに当たっては、適切な配慮及び環境整備を行うこと。
- ク 児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して事業の運営及び育成支援に当たること。

(4) 提案事業

	事業項目	期待する効果
ア	児童の体験活動の充実	事業者のノウハウを活かして様々な体験活動の機会を提供することで、児童の心と身体の成長に寄与する。
イ	地域との連携	地域と連携、協力をすることで、児童を見守り支える地域づくりにつなげる。また、世代間交流や多様な地域資源の活用により、児童の健全育成をはじめとして充実した事業運営につなげる。
ウ	放課後児童支援員等に対する支援体制の確保	専門的な相談、アドバイスを受ける体制を確保し、サポートを受けることで、放課後児童支援員等が必要な知識及び技能を習得し、児童の育成支援の充実につなげる。

(5) 延長利用

あらかじめ保護者から延長利用希望を受け付け、利用希望のある日(土曜日を除く)は午後7時30分までの延長利用を行うこと。

延長利用料：条例で定める額(1日200円)の範囲内で決定

(6) おやつを提供

おやつを提供は、原則全ての開所日とすることとし、配送利用による購入とする。
なお、おやつ代は、事業者が市と協議した上で設定した額に、全クラブ統一する。

(7) 利用料金及びおやつ代の徴収

利用料金(利用料金、延長利用料)及びおやつ代は、指定管理者が徴収する。

各クラブの事務負担を軽減するため、利用料金及びおやつ代は、月ごとに、口座振替又はその他のキャッシュレス決済により対応すること。

(8) 放課後児童支援員の処遇改善

経験年数や研修実績等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進することで、児童の安全・安心な居場所を維持するため放課後児童支援員の処遇改善・キャリアアップを行うこと。